

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社島精機製作所	コード	6222
提出日	2026/6/9	異動(予定)日	2026/6/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	残間里江子	社外取締役	○														○		有
2	大西 洋	社外取締役	○														○	新任	有
3	野村祥子	社外取締役	○														○		有
4	篠藤敦子	社外取締役	○														○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		残間里江子氏は、プロデューサーとしてイベントの企画やPR・広報戦略における豊富な経験を有するとともに、企業経営者として経営全般にわたる幅広い見識、経験を有しております。また、経営陣から独立した客観的な視点により、社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていただいております。さらに、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社経営の健全性および透明性の確保に貢献いただいております。これらのことから、当社グループが持続的な企業価値向上の実現のために、社外取締役として選任しております。また、上記役員の属性aからのいずれにも該当しておらず、当社の「社外役員の独立性に関する基準」によっても、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
2		大西 洋氏は、これまで複数企業において代表取締役を務め、企業経営者として経営全般にわたる幅広い見識、経験を有しております。さらに、現在も上場企業において社外取締役、社外監査役を務めており、経営陣から独立した客観的な視点により、取締役会の適切な意思決定および経営監督の実現に貢献いただけるものと判断しております。これらのことから、当社グループが持続的な企業価値向上の実現のために、社外取締役として選任であると判断しております。また、上記役員の属性aからのいずれにも該当しておらず、当社の「社外役員の独立性に関する基準」によっても、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
3		野村祥子氏は、人格・識見に優れるとともに、弁護士として豊富な経験を有しており、2020年より当社監査等委員として法務的な観点から、業務執行の監査を適切に遂行していただいております。これらのことから、業務執行に対する独立した立場から引き続き当社経営の健全性および透明性の確保に貢献いただける監査等委員である社外取締役として選任であると判断しております。また、上記役員の属性aからのいずれにも該当しておらず、当社の「社外役員の独立性に関する基準」によっても、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
4		篠藤敦子氏は、人格・識見に優れるとともに、公認会計士・税理士として豊富な経験を有しております。また複数企業の社外監査役を務めており、経理・財務的な観点から業務執行の監査を適切に遂行しております。これらのことから、業務執行に対する独立した立場から監査等委員である社外取締役として、専門的な知見を活かし、当社経営の健全性および透明性の確保に貢献いただけるものと判断しております。また、上記役員の属性aからのいずれにも該当しておらず、当社の「社外役員の独立性に関する基準」によっても、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。

## 4. 補足説明

<p>当社は、下記の「社外役員の独立性に関する基準」を定めています。</p> <p>当社の社外取締役が、当社からの独立性が高いと判断するためには、以下のいずれの要件をも満たすものとする。</p> <p>1. 現在および過去10年間に於いて、当社および当社の関係会社(以下「当社グループ」という。)の業務執行者(注1)でないこと。</p> <p>2. 現在および過去3年間に於いて、以下のいずれにも該当していないこと。</p> <p>(1)当社グループを主要な取引先とする者(注2)またはその業務執行者</p> <p>(2)当社グループの主要な取引先(注3)またはその業務執行者</p> <p>(3)当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)またはその業務執行者</p> <p>(4)当社グループが大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有)となっている者の業務執行者</p> <p>(5)当社グループから取締役報酬以外に多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)</p> <p>(6)当社グループから多額の金銭その他の財産(注4)による寄付を受けている者またはその業務執行者</p> <p>(7)当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者</p> <p>(8)上記(1)から(7)に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者、二親等内の親族</p> <p>(9)当社グループの取締役(社外取締役を除く。)および部門責任者等の重要な業務を執行する者の配偶者、二親等内の親族</p> <p>3. その他、独立した社外取締役としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。</p> <p>(注1)業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに類する役職者および使用者等の業務を執行する者をいう。</p> <p>(注2)当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループとの取引額が年間100万円またはその連結売上高の2%のいずれかを超過する者をいう。</p> <p>(注3)当社グループの主要な取引先とは、当社グループとの取引額が年間100万円または当社グループの連結売上高の2%のいずれかを超過する者、当社グループの連結総資産額の2%を超える額を当社グループに融資している者をいう。</p> <p>(注4)多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、個人の場合は年間100万円、団体の場合はその年間売上高の2%を超えることをいう。</p>
---

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近視者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。